

令和5年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和5年10月31日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月31日(火) 13時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1-1 山口県庁漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和5年10月23日(月)

5 通知した議題

(1) 議題

第1号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)

(2) 報告事項

ア 第22回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について

6 出席者

(委員:13名)

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本
信正、大谷 誠、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、由良 弘次
(県及び事務局)

水産振興課	漁業調整取締班	主査	吉中 強
		主査	土井 健一
		主任	枝廣 直樹
下関水産振興局	水産課水産班	主任	神尾 豊
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主査	小柳 隆文
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	向井 秀
		書記	中元 佑香

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)

【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

ア 第22回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について
事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長

ただ今から令和5年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、13名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長

皆さんこんにちは。

第4回の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、新規許可に関する議題が1件であり、定例的な広島県からの入漁許可などについて、御審議いただくこととしています。

また、報告事項については、伊予灘連調委の結果報告1件のみとなっております。

議題は少ないですが、委員の皆様の慎重審議をお願いして、挨拶とさせていただきます。

向井事務局長

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長

議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、大谷委員と竹本委員にお願いします。

それでは、第1号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記

事務局の中元が説明します。

資料の1ページをご覧ください。

新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について、令和5年10月23日付で山口県知事から当委員会会長あてに諮問がされています。

説明は、水産振興課にお願いします。

枝廣主任

水産振興課の枝廣です。着座にて説明します。

資料は、2ページをお開きください。

新規の許可をする場合は、その漁業の制限措置や申請期間等について調整委員会の意見を聴いた上で公示し、許可申請を募ることになっています。

本日は4件の許可についてご審議いただきます。

まず、整理番号1番です。

底びき第2種なまここぎ網です。これは、広島県からの入漁許可に関するものでございまして、毎年ご審議いただいているものです。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は6隻、船舶の総トン数は3トン未満、推進機関の馬力数は斜線が引いてありますが、次の3ページの※にありますとおり、農林水産省の告示で上限が48kw、15馬力以下ということで制限がされています。

操業区域については、後ほど説明します。

漁業時期は、12月7日から翌年3月31日まで、漁業を営む者の資格は、広島県において底びき第2種、なまここぎ網の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合のとりかい、なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者としていきます。

整理番号の2番、こちらは底びきの第3種、貝桁網ですけれども、これも広島県からの入漁許可に関するものでございまして、例年ご審議いただいているものです。

許可又は起業の認可とすべき船舶等の数は47隻、船舶の総トン数は5トン未満、馬力数は先ほど申し上げたとおり、48kw、15馬力以下でございまして。

漁業の時期については、同じく12月7日から翌年3月31日まで、漁業を営む者の資格は先ほどの説明と同様です。

整理番号の3番、こちらは底びきの第3種、貝桁網でございまして、県漁協安下庄支店と東和町支店から新規の許可要望が上がっている案件です。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は3隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は先ほどと同様に48kw、15馬力以下です。

漁業の時期は、12月7日から翌年4月19日まで、漁業を営む者の資格は柳井市、岩国市、大島郡周防大島町及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者としております。

整理番号4番の潜水器漁業ですが、こちらは宇部岬支店から許可要望が上がっている案件です。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻、船舶の総トン数は5トン未満、馬力数の制限は定めがありません。

漁業時期は11月1日から翌年4月30日まで、漁業を営む者の資格は宇部市に根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者ということにしています。

操業区域ですが、資料の8ページをお開きください。

8ページが整理番号1の操業区域でございまして、岩国市の沖、広

島県との県境付近になっています。

次の9ページが整理番号2の操業区域でございます、同じような区域です。

次の10ページをお開きください。

整理番号3番の操業区域ですが、共第141号の区域内です。

次の11ページ整理番号4の潜水器は、宇部地先の共第51号から54号の海域内ということです。

説明は以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

ございませんでしょうか。

ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「第22回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

枝廣書記 水産振興課の枝廣です。書記の立場で報告します。

資料の17ページをご覧ください。

今年の9月7日に大分県の臼杵市で開催されています。

出席者は連合海区委員12名のうち9名出席いただいております。当海区からは森友会長と河内山委員にご出席いただいております。

(4) 議題と審議結果ですが、第1号議案会長の選任については、当海区の森友会長が選任されました。

2号議案の副会長の選任については、愛媛の福島委員と大分の小野委員が選任されました。

3号議案から7号議案については毎年審議されているもので、底びき、たこつば、たる流し、きす流し刺網及びごち網に係るそれぞれの委員会指示の更新について審議され、例年どおりの内容で承認されています。

(5) のその他ですが、タチウオ浮きはえなわ漁業の禁止に係る大分海区委員会指示について、例年と同様な内容で委員会指示を更新したと大分県から報告がありました。

次の「漁業取締り及び行政処分等に関する覚書」についてですが、これは3県の行政間で結んでいる覚書です。

漁業法改正に伴う所要の改正を行ったことについて、事務局から報告がありました。

次の協定水域における小型機船底びき網漁業の禁止期間についてですが、こちらは昨年度の伊予灘の連調委において、当海区の森友会長から愛媛県に底びきの禁止期間がないのはおかしいと言及されておりまして、3県の行政間で協議するようというところでとりまとめがされています。

それを受けまして3県の行政間で協議を重ね、その結果について事務局から報告がされました。

その報告内容としましては、既に底びきの禁止期間がある山口県及び大分県からは県内の他種漁業との調整上の理由から現在の禁止期間を変更するのは難しいとの意見が出されました。

愛媛県からは、公的規制はないものの多くの漁協は週2日休漁しており、早急に禁止期間の設定、整合を図ることは難しいとの意見が出されました。

次のページですが、そういったことを踏まえてまずはファーストステップとして伊予灘の協定水域を利用する3県の底びき漁業者が公的規制である山口、大分の年間休漁日数80日をベースとして協定水域で操業を行わないことで合意しました。

愛媛県には公的規制がありませんので、愛媛県が自主的に休漁するという合意した訳です。

なお、公的規制のない愛媛県については、遵守状況を愛媛の取締船で適宜確認するということです。

このファーストステップに留まらず、協定水域における小型機船底びき網漁業の禁止期間の設定、整合については、引き続き行政間で協議して行くということで報告がありました。

説明は、以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
ございませんでしょうか。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

小田委員

以前、全国海区の時にアミエビの撒き餌を禁止にしてくれないかとの話をしたところ、委員会指示で対応してくれと水産庁の方が言われたと思うのですが、これをどのように進めていったら良いのかをお話いただけたらと思います。

枝廣主任 そちらについては、小田委員から要望をいただいています。
現在、柳井の農林水産事務所とも協議しておりまして、どのように問題があるか、課題の洗い出しをしているところです。
大変申し訳ございませんが、今、この場で回答できるだけ詰めておりませんが、小田委員から情報をいただきながら相談させていただいたらと思っています。

小田委員 相談にはいくらでも乗ります。平郡のところで曳縄釣りの禁止をした際には、関係者との会議を行い、海区委員会に上げて決めた経緯があります。
まあ、そういう手順がいます。思います。
うちは、関係者との会議は20年行っています。毎年、愛媛、広島の人業者に会議に出席してくださいという案内をしています。
それで良ければうちの会に入ってくださいと言っています。
今、手元にありますが、このような資料を作成して会議を20年間実施しています。
会議は十分にしています。
この中でもアミエビの撒き餌禁止が謳ってあります。
132号の海域はアミエビの撒き餌は禁止と謳ってあり、ほとんど問題はないと思います。
事前の準備としては、問題ないと思いますので、これから先をどのように進めたらよいか教えて欲しいのです。

枝廣主任 小田委員が言われるとおり平郡のところで遊漁者を対象とする委員会指示を発出しております。
それを参考にして同じようにできるかどうかですけれども、委員会指示というと公的なものになりますので、対外的にしっかり説明できるようにする必要があります。
その点について、中身を精査して進めて行く必要があります。
今、その点について詰めているところです。

小田委員 早急に詰めていただきたい。
愛媛県も禁止、広島県も禁止、山口県だけ禁止ではない状態です。
公的にどうのこうのという問題ではありません。
山口県も禁止にさせていただいたら何の問題もありません。
それができないというから委員会指示という対応を取ろうとしています。
世間的に、一般的にと言う問題は、愛媛も広島も禁止をしていないのなら問題があるかもしれません。
愛媛も禁止、広島も禁止という中で何の問題がありますか。

枝廣主任 委員会指示は、対象者が納得できる制限内容でなければなりません。
東和町の地先に協議会があると思いますが、その中で制限している
内容について遊漁者が納得しているかという問題があります。
ご指摘いただいていますので、早急に検討を進めて行きたいと思
います。

小田委員 お願いします。

吉中主査 小田委員からの質問ですが、また、柳井の事務所等を通じて早急に
小田委員に進め方を含めて協議に行きたいと思しますのでよろしくお
願いします。

森友会長 小田委員、よろしいですか。

小田委員 はい。

森友会長 よろしく申し上げます。
他にございませんか。

小田委員 もう一ついいですか。
水曜日に愛媛の密漁を追いかけていたと思うのですが、その後どう
なったか教えてください。

吉中主査 愛媛県の潜水器密漁のことだと思いますが、山口県も陸上監視やせ
きしょうによる取締をしています。
先週、愛媛の船かどうか特定はできていませんが、せきしょうの巡
視中に片島のあたりで密漁船と遭遇しました。
追跡をして愛媛県海域まで追い出した事例はあります。
いままでのように頻繁に山口県に入域しているかどうかは分かりま
せんが、恒常的に密漁が行われているようです。
引き続き、せきしょうによる取締、陸上監視を行いたいと思
います。

小田委員 はい。

森友会長 よろしいでしょうか。
他にございませんか。
それでは、特になければ本日の委員会を終了します。
慎重な御審議ありがとうございました。

(13 : 20 終了)

上記のとおり令和5年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人